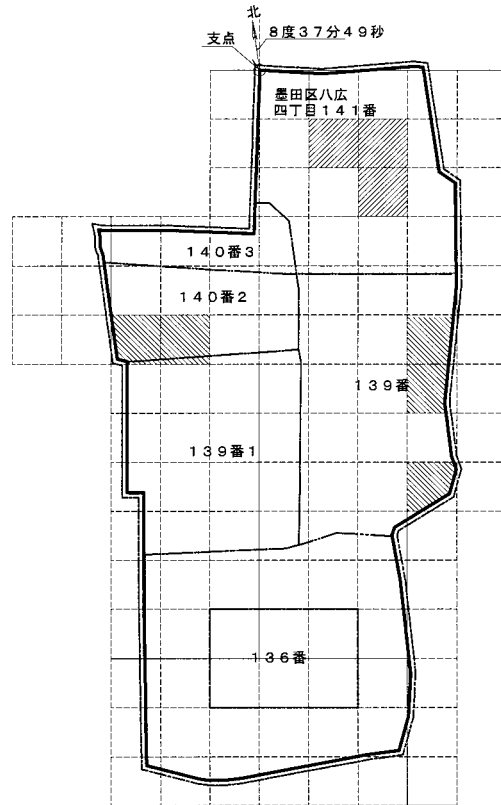






別 図



**【支 点】**  
 支点は、墨田区八広四丁目141番の最北端とする。

**【格子の回転角度：8度37分49秒】**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡 例】	
———	筆境界
----	単位区画
———	敷地境界
———	調査範囲
▨	形質変更時要届出区域
▨	形質変更時要届出区域 <small>(平成26年東京都告示第1542号により指定した区域)</small>

●東京都告示第千百二号

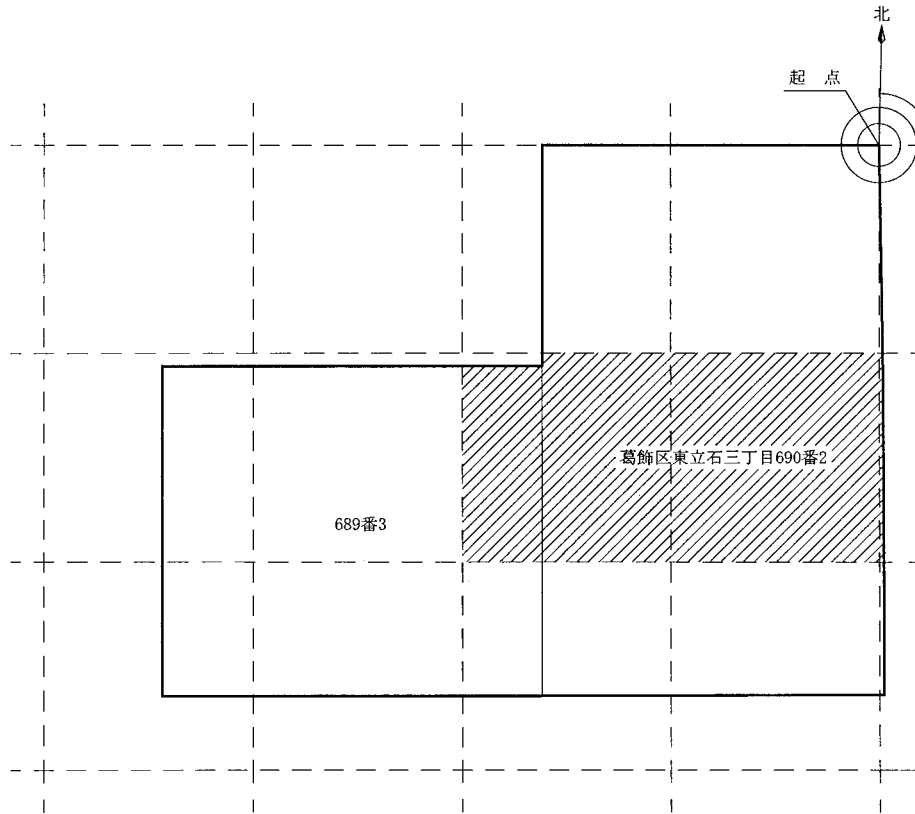
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（葛飾区東立石三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物

別図



(凡例)

- : 単位区画
- : 敷地境界
- : 筆境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

(起点)

起点は、葛飾区東立石三丁目690番2の最北端とする。

(格子の回転角度(88度44分26秒))

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千百三号

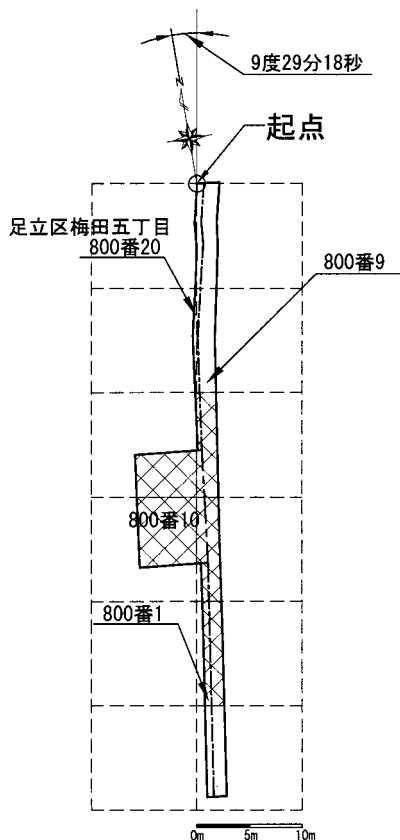
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月六日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区梅田五丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡 例

- 形質変更時要届出区域
- 単区画
- 筆境界
- 調査対象地

起 点

起点は、足立区梅田五丁目800番20の最北端とする。

【格子の回転角度(9度29分18秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百号

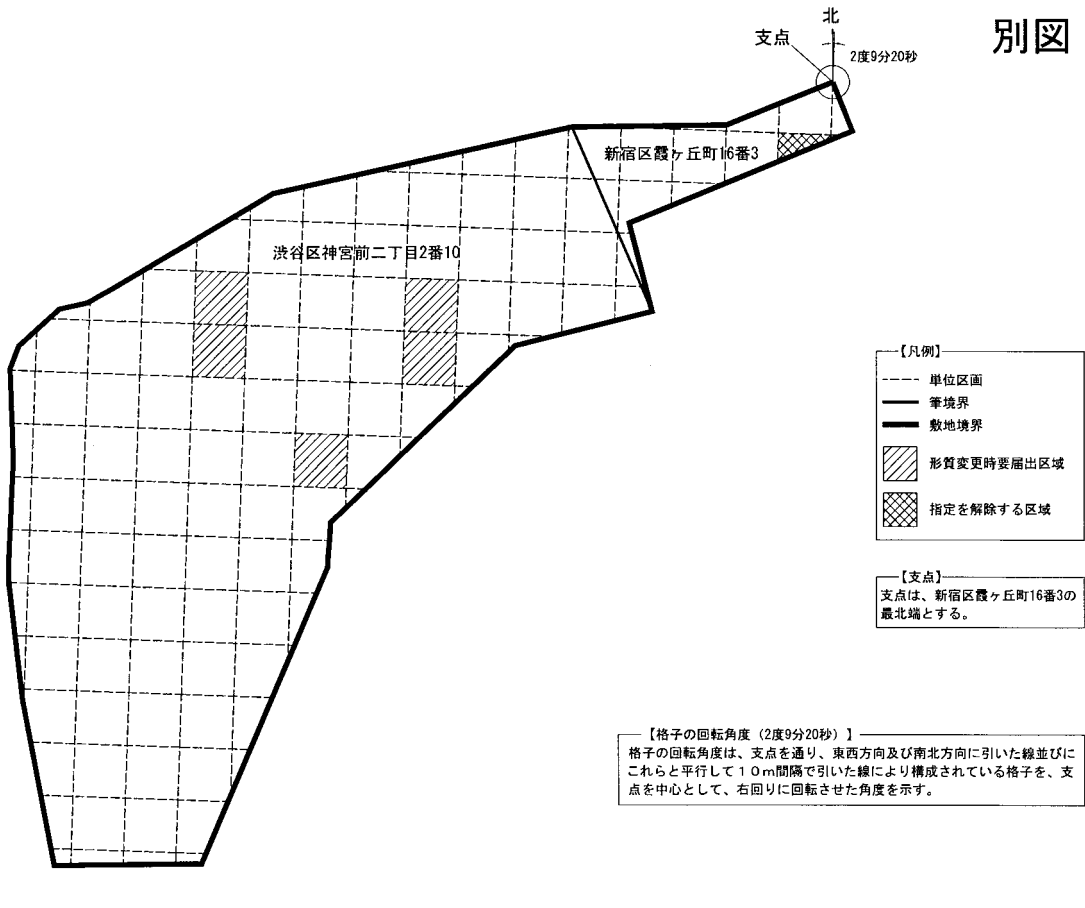
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千六百八十八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(新宿区霞ヶ丘町地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第千五百五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千四百四十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月六日

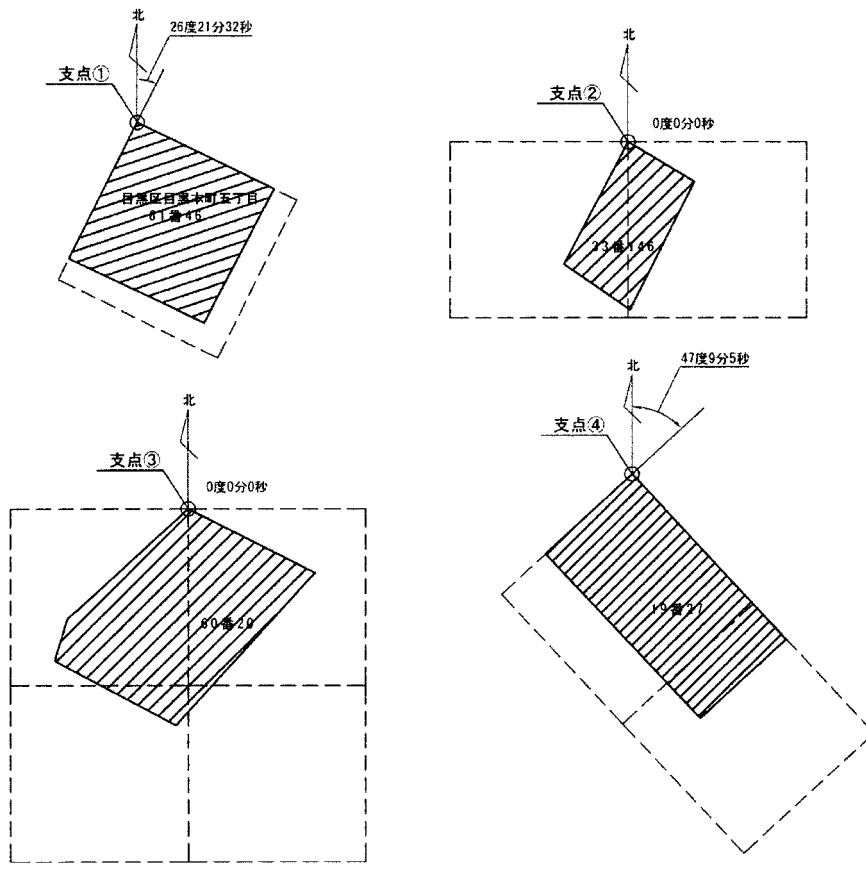
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(目黒区目黒本町五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 準境界 敷地境界
- 指定を解除する区域

【格子の回転角度】

①	26度21分32秒
②	0度0分0秒
③	80度20分
④	47度9分5秒

【支點】

①	支點①は、目黒区目黒本町五丁目61番46の敷北端とする。
②	支點②は、目黒区目黒本町五丁目33番146の敷北端とする。
③	支點③は、目黒区目黒本町五丁目60番20の敷北端とする。
④	支點④は、目黒区目黒本町五丁目19番27の敷北端とする。

※格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千百六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千五百三十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月六日

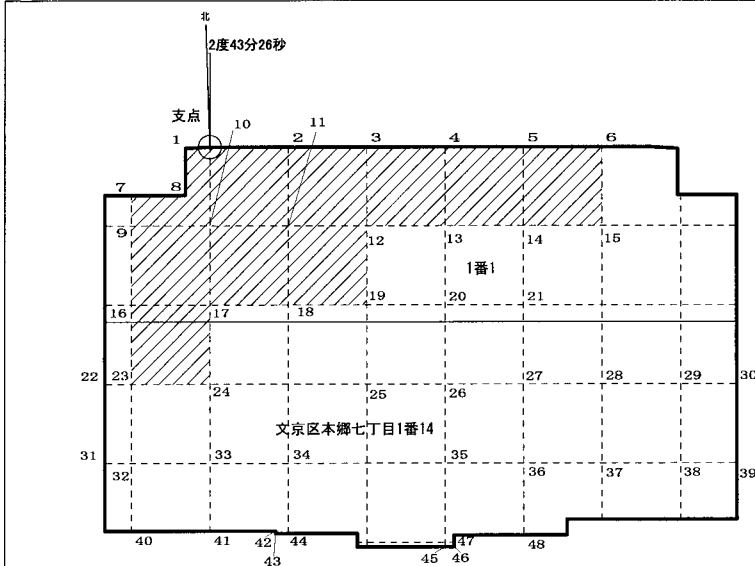
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（文京区本郷七丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



**【凡例】**

	調査範囲
	単位区画
	筆境界
	指定を解除する区域

**【支店】**  
支店は、調査範囲の最北端とする。

**【格子の回転角度(2度43分26秒)】**  
格子の回転角度は、支店を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支店を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

座標一覧表

測点名	X座標	Y座標
支店	-31825.288	-6173.011
1	-31825.354	-6176.152
2	-31825.607	-6163.015
3	-31825.925	-6153.019
4	-31826.244	-6143.023
5	-31826.562	-6133.028
6	-31826.881	-6123.032
7	-31831.081	-6183.199
8	-31831.296	-6176.338
9	-31834.968	-6183.403
10	-31835.284	-6173.325
11	-31835.404	-6163.323
12	-31835.912	-6153.333
13	-31836.226	-6143.337
14	-31836.539	-6133.341
15	-31836.853	-6123.345
16	-31844.967	-6183.634
17	-31845.280	-6173.638
18	-31845.594	-6163.642
19	-31845.908	-6153.646
20	-31846.222	-6143.650
21	-31846.536	-6133.654
22	-31854.856	-6187.334
23	-31854.963	-6183.948
24	-31855.276	-6173.952
25	-31855.904	-6153.980
26	-31856.218	-6143.984
27	-31856.531	-6133.988
28	-31856.845	-6123.972
29	-31857.159	-6113.976
30	-31857.384	-6106.798
31	-31854.852	-6187.648
32	-31854.959	-6184.262
33	-31855.272	-6174.266
34	-31855.586	-6164.270
35	-31856.214	-6144.278
36	-31856.527	-6134.282
37	-31856.841	-6124.286
38	-31857.155	-6114.290
39	-31857.380	-6107.111
40	-31873.494	-6184.530
41	-31873.808	-6174.534
42	-31874.070	-6166.173
43	-31874.400	-6166.184
44	-31874.451	-6184.548
45	-31876.210	-6144.592
46	-31876.244	-6143.484
47	-31875.334	-6143.456
48	-31875.613	-6134.567

【備考】  
上記座標は、測量法及び水陥業務法の一部を改正する法律(平成13年法律第53号)附則第2条の規定により日本測地系座標計算によって作成した。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年七月六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
許可を受けた者の住所及び氏名

立川市西砂町六丁目七十五番 西東京市北原町三丁目二番  
二、同番三及び同番七 二十二号  
株式会社アーネストワン  
代表取締役 松林 重行

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年七月六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
許可を受けた者の住所及び氏名

調布市多摩川一丁目四十九番 西東京市北原町三丁目二番  
一及び同番二 二十二号  
株式会社アーネストワン  
代表取締役 松林 重行

西東京市向台町四丁目千二百 東久留米市本町三丁目二番  
四十七番及び同番二 五号



株式会社インフィニット  
代表取締役 小森 誠

排水設備工事責任技術者資格試験の実施につ  
いて

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の八第四項に規定する排水設備工事責任技術者資格試験を実施するので、東京都指定排水設備工事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第十二条第四項の規定により公告する。

平成二十九年七月六日

東京都下水道局長 石 原 清 次

一 試験期日

平成二十九年十月一日(日曜日)

二 試験会場

青山学院大学 渋谷区渋谷四丁目四番二十五号

三 受験申込書の提出期間、提出先等

(一) 提出期間

平成二十九年八月一日(火曜日)から同月三十一日(木曜日)まで(同日の消印によるものまで有効)

(二) 提出先

千代田区大手町二丁目六番二号  
東京都下水道サービス株式会社

(三) 提出方法

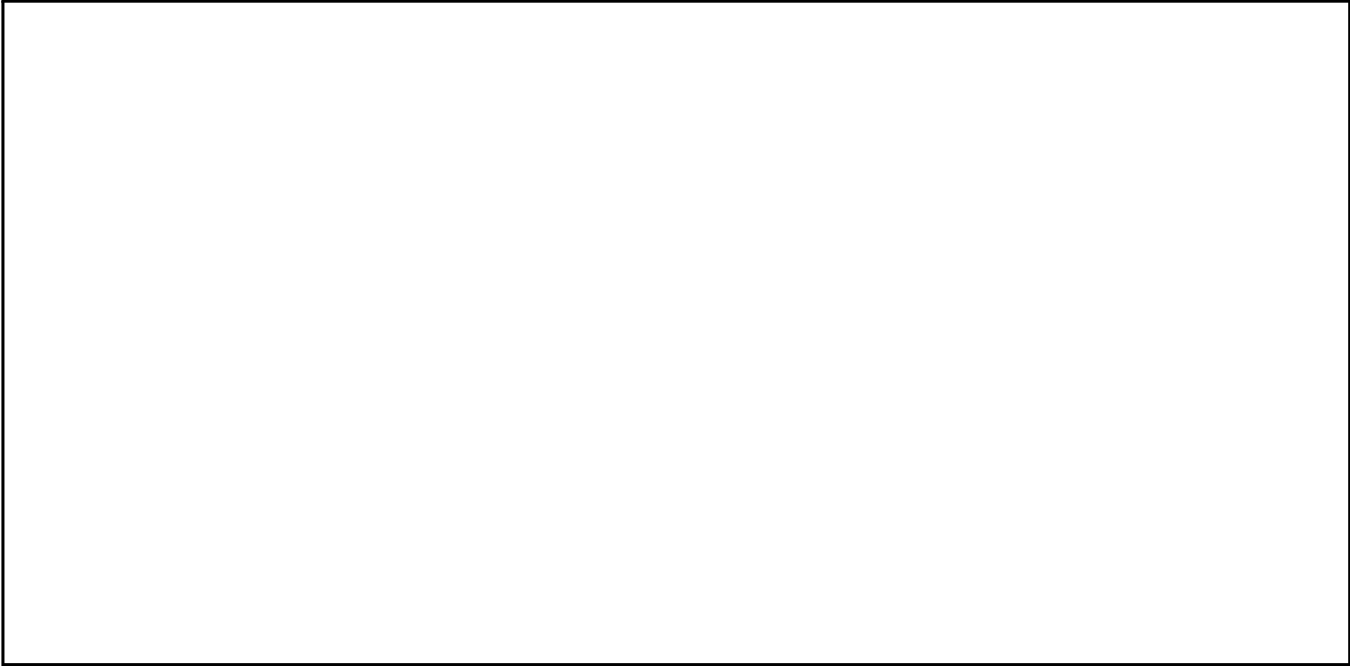
郵送によること。

四 受験手数料

六千円

五 受験申込書等の配布について

試験案内、申込書等を下水道局施設管理部排水設備課、各下水道事務所お客さまサービス課及び市町村下水道担当部署において、平成二十九年七月二十四日(月曜日)から配布する。



発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001